

会 議 録 (案)

件 名	第 4 回宇治市特別職報酬等審議会
日 時	平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日 (火) 9 : 3 0 ~ 1 1 : 2 5
場 所	宇治市職員会館 2 階大会議室
出席者	各委員・事務局職員

【概要】

- 1 審議予定について
- 2 第 3 回審議会の会議録について
- 3 審議等
答申(案)等について

【内容】

- 1 審議予定について
審議予定について確認。
- 2 第 3 回審議会の会議録について
第 3 回会議録の内容について、一部修正の必要が生じたため、修正案作成後各委員あてに郵送することとした。
- 3 審議等
答申(案)等について
事務局より、平成 3 0 年度都市経営方針について説明を行った。

(委員)これまでからも指摘しているように借入れが少ないから健全であるという考え方は本当にそうなのかと疑問に思う。健全化指数が良いということであれば、その指数に基づいて施策を検討していくべきだという点については理解できるが、インフラ設備等が老朽化していく中で、将来世代に負担を先送りしているのではないかと感じる。

(事務局)健全化判断比率が良いから安心しているということはない。経常収支比率が 9 8 . 8 % になったことについて対応しないといけないということで、市長の判断のもとに(仮)財政健全化推進プランの策定の動きとなっている。

(委員)公民館の改修等についても改修が全く進んでいない。展望も見えず、最終的に対応してもらえるのか不安だ。小さな規模での取り組みしかできないコミュニティセンターのような施設と違い、高齢者が様々な取り組みに積極的に参加できる数少ない施設であるが、改修を進める方法はないのか。

(委員)財政の硬直化は、どの団体にも起きていることである。宇治市において過去に税収が急激に伸びた例があるのか。今宇治市は製造品出荷額がピーク時の半分になった。期待しているのは、産業連関表に基づく産業振興である。茶業に関係している小売業や飲食業は改善しているもののその他の小売業等はまだまだである。事業所の努力にあわせて市が一体となってまちづくりに投資してほしい。

(事務局)過去は繊維業により税収が潤った時期があった。現在は落ち着いている状況であり、今後は市全体の産業の底上げが必要な時期である。交付税不交付団体であっても一つの企業で莫大な税収がある団体はなく、関連する企業が複合的に作用して税収が増えていく状況である。周辺団体では新名神の高速道路の開通に伴う開発や土地の再開発を進めているが、より産業振興への取り組みが重要との考えにより、次年度以降に産業戦略を考えていくところである。今後は産業戦略の方向性にご意見いただくことになると思う。公共施設については人口減少に応じた公共施設の配置を考えていく中で、延べ床面積ベースで全体の 2 0 % 削減していく

(裏面に続く)

方針であり、集会所をなくすとか公民館はだめだという計画ではない。各公共施設については個別計画を今年度以降決めていく予定である。時間をかけてきちんとした計画を策定していく。

(委員) 税収を増やすことと歳出を抑えることのために(仮)財政健全化推進プランを策定していくということだが、効果に期待するのは難しいのではないかと感じる。議論するメンバーに有識者を入れていくべきではないか。

(事務局) 歳出を抑えるという点で、(仮)財政健全化推進プランについては内部向けの方針である。重複事業等について整理見直しを行っていくものである。税収を増やすという点で、産業戦略があり、もうすぐ産業連関表が完成するところである。それに基づき、次年度に産業戦略策定作業を進めていく。そこでは、市民や産業関係者の意見を聞きながら、一緒に策定していきたいという思いである。

答申の方向性について

(委員) これまでの審議会では人事院勧告に基づいて答申してきた経過を踏まえると、人事院勧告通りが基本スタンスである。宇治で一番規模が大きい事業所が宇治市役所であり、その給与がきちんと伸びていくことが望ましいが、財政状況も芳しくなく、現況をみると期待すべき材料はあるが、まだ見えてこない。また、議会においての市長発言からも今回の改定は見送るべきではないか。

(委員) 給与を上げる要因も下げる要因も見当たらない。

(委員) 審議会の議論の前提に人事院勧告があることは明白である。一方で将来的な展望をしっかりと示していただいたうえで考えていくべきことである。給与は改定を見送って良いのではないか。

(委員) これまでの議論にもあったように人事院勧告があったからといって宇治市がそういう状況であるのかということだ。また、給料を5%減額している中で、期末手当の支給率を上げることに整合性は取れるのか。特別職の減額は尊重されるべきであり、素晴らしいことだが、周辺団体において変化が見られたことによって、動き出したということであるなら、それは理事者の怠慢であったのではないか。長期的な視野で判断していく必要があって、人事院勧告に本来左右されるべきではない。単年度予算で考える役所が、4年ごとに市長が変わるかもしれない中で、長期的な視野で判断するのは難しいことかもしれない。その中で特別職のリーダーシップを発揮していただきたい。給与を上げるも下げるも根拠が見いだせない中、5%減額を尊重する形の現状維持が妥当ではないか。

(委員) 特別職の改定内容が一般職の給与改定に影響するのか。

(事務局) 現時点で一般職の給与の対応は未定であるが、議会に議案を提出するときは特別職と同時に条例提案する。それぞれが関連付けされる制度ではないが、議論の中でまったく影響がないわけではない。

(事務局) 意見具申の期末手当については人事院勧告を根拠としている。財政状況が厳しい状況ではあるが、一つの指標は悪いが、他の数値は悪いわけではなく、今後の取り組みも示してきている。周辺自治体の取り組みから産業戦略を進めるとなったわけではなく、土地がない状況に苦しんでいる宇治市において、どのような産業戦略を取り組めるかという議論を行うところである。特別職の給料の5%減額については、一般職が減額している、また悪い指標もあるという中で減額している。期末手当については全国的に見た時に悪い指標が一つあることを理由に上がらないというのは聞き及んでいない。

(事務局) 類団の中では期末手当は比較的下の方である。府内は横並びであるが、各市が人勧通り引き上げたとなると府内で宇治市が低いことになる。

(委員) 給料と期末手当は性質上違うということか。期末手当に関しては外的要因に影響されてきているということで良いか。

(事務局) 近年の人事院勧告では指定職は、給料を上げずに期末手当の引上げで官民較差を埋めている。

(委員) 特別職の期末手当に人事院勧告を反映させないということは、一般職の人事院勧告を反映する上で整合が取れなくなるということか。

(事務局) そういった議論につながる可能性がある。

(次頁に続く)

- (委員) 特別職は本来人事院勧告に影響を受けるべきではないと考えているが、職員に影響がないわけではないということになると話が変わってくる。
- (委員) 毎年報酬審議会を開催しない団体についてはどのように判断しているのか。
- (事務局) 数年に一度開催する団体が多いと聞く。給料を変更しようとする場合にのみ審議会を開催し、期末手当については人事院勧告通りスライドすることとしているようだ。
- (事務局) 人事院勧告について補足させていただくと、指定職については、本給については引上げなし、期末勤勉手当については勤勉手当を0.05月上げるといった勧告であった。直近の国の動きを報告させていただくと、11月17日に国家公務員の給与を改正する法案を人事院勧告に基づいて提出された。また同時に、内閣総理大臣等の国の特別職の期末手当を引き上げる法案も提出され、3.25月から3.3月に引き上げるといった内容である。
- (事務局) 府内では宇治市の財政状況が突出して悪いわけではない。
- (委員) 財政状況について府内では決して悪い状況ではないということだが、特別職がどのような認識を持って5%減額をされているかということだ。中小企業ではいまだに実感はないが、過去最長の好景気が緩やかに続き、民間では利益還元として給料等に反映するよう言われ、人事院勧告ではそうして生まれた民間との給与差の解消について一般職が適用されるのは良いと思う。しかし、特別職は民間でいえば経営者に当たり、給料減額を行っている中で、人事院勧告を適用していくことは理解しにくいのではないか。
- (事務局) 人事院勧告においても指定職については給料と期末手当は据置と引上げで別の勧告をされている。一方で本市の特別職の減額は給料においては減額を適用しているが、期末手当の算定にあっては減額の適用をしていない。
- (委員) 既存の給与制度が期末手当と給料部分については別で議論をしていくべきものであることを再認識したところである。こうしたところに年俸制の移行への難しさを感じる。
- <特別職の給料の5%減額等について>
- (委員) 5%減額については分かりやすくいいことだと思う。総合的に判断して自主的にされることについて特別職の意思を読み取れるという意味で非常に良いことだと思う。一方で減額をやめてほしいと言えるのか。そういうことではないだろう。特別職の意思を分かりやすい形で示していただいているということで良いことだ。
- (委員) いつまで続けるのか。
- (事務局) 条例では、平成29年2月から当分の間行うという位置づけである。
- (委員) 議員の期末手当における審議会の意見具申と現行の支給割合との差についても議論するべきか。
- (事務局) 審議会では報酬のあるべき形を議論いただいているので、あるべき形と生じる差について、答申や意見具申の中でどう収めていくかというところで議論いただきたい。
- <期末手当について>
- (委員) これまでの議論では総額で上げるか下げるかという議論をしてきた中で、給与制度の仕組みなのだろうが、本給は据置きで、期末手当は上げるなど分けて考える議論自体が難しい。
- (委員) 本来、期末手当は頑張った部分について成果的に払う部分と認識しているが、給料の補填の性質を含む状態にある。
- (委員) 民間であれば、給料と期末手当を別で考えるということはある。
- (委員) 特別職報酬等審議会の議論が一般職の議論に影響が及ぶということであれば、引き上げてもいいのではと思う。
- (事務局) 人事院勧告は労働三権の制約の代償として守るべきものである。一般職の給料のあり方については別で議論していくところであるが、特別職の期末手当が上がらないということについてインパクトはある。期末手当は国の制度として、国の特別職も上がる中、府下2番目の財政規模である宇治市が他市や国と同じように上がらない理由があるかという点で議論いただきたい。
- (委員) 将来性についてこれまで議論していたが、現状は上げない理由となるほど悪くないと考えることはできる。
- (会長) 意見をまとめると、給料は据置とし、期末手当は0.05月上げるとし、特別職の給料減額等については尊重していくとすることでよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) 答申案については、事務局との間で調整していく形でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

(裏面に続く)

(事務局) 答申案については案が固まり次第各委員にも確認いただくこととする。

(委員) 次年度以降の審議会で据え置き等人事院勧告と違う答申を目指す時に、勧告の影響を排除してでも答申する理由を先に議論しなければならないのではないか。またいつ勧告と違う答申を行うかというのも、5年10年先を考えた時に影響は小さくない。今は勧告通りという議論だけでは長期的にみるとマイナスの影響が大きいと思う。

(委員) 勧告の重さを鑑みて、上げられることなら上げるべきという考え方もできる。

(審議終了)